

## 第2期八街市教育振興基本計画策定本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八街市教育振興基本計画策定本部の設置、組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、八街市教育振興基本計画(以下「計画」という。)の原案を策定するため、八街市教育振興基本計画策定本部(以下「策定本部」という。)を教育委員会に設置する。

(組織)

第3条 策定本部は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

- 2 策定本部に本部長を置き、教育部長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、会務を総理し、策定本部の会議を招集し、その議長となる。
- 4 本部長に事故あるときは、教育部教育総務課長の職にある者がその職務を代理する。

(策定本部の任務)

第4条 策定本部は、次条に規定する八街市教育振興基本計画策定本部作業部会(以下「作業部会」という。)から提出された素案を基に、計画案を策定するものとする。

- 2 前項において策定した計画案は、教育委員会に提出するものとする。
- 3 策定本部において必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第5条 策定本部の下に作業部会を設置し、別表第2に掲げる各所属から選出された者をもって組織する。

- 2 作業部会に会長を置き、教育部教育総務課長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(作業部会の任務)

第6条 作業部会は、計画の策定に関する調査及び検討を行い、素案を策定するものとする。

- 2 前項において策定した素案は、策定本部に提出するものとする。

(庶務)

第7条 策定本部及び作業部会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条第 1 項）

（策定本部）

| 策定本部  | 所属           | 職   |
|-------|--------------|-----|
| 本 部 長 | 教育部          | 部 長 |
| 本 部 員 | 教育部 教育総務課    | 課 長 |
| 本 部 員 | 教育部 学校教育課    | 課 長 |
| 本 部 員 | 教育部 社会教育課    | 課 長 |
| 本 部 員 | 教育部 スポーツ振興課  | 課 長 |
| 本 部 員 | 教育部 中央公民館    | 館 長 |
| 本 部 員 | 教育部 図書館      | 館 長 |
| 本 部 員 | 教育部 学校給食センター | 所 長 |
| 本 部 員 | 教育部 スポーツプラザ  | 所 長 |
| 本 部 員 | 教育部 郷土資料館    | 館 長 |

別表第 2（第 5 条第 1 項）

（作業部会）

| 作業部会 | 所属                 | 職        |
|------|--------------------|----------|
| 会 長  | 教育部 教育総務課          | 課 長      |
| 会 員  | 教育部 教育総務課          | 総務係長     |
| 会 員  | 教育部 教育総務課          | 施設係長     |
| 会 員  | 教育部 学校教育課          | 指導主事     |
| 会 員  | 教育部 学校教育課          | 学務係長     |
| 会 員  | 教育部 社会教育課          | 社会教育推進係長 |
| 会 員  | 教育部 社会教育課          | 文化財係長    |
| 会 員  | 教育部 スポーツ振興課        | 振興係長     |
| 会 員  | 教育部 中央公民館          | 管理事業係長   |
| 会 員  | 教育部 図書館            | 管理係長     |
| 会 員  | 教育部 図書館            | 奉仕係長     |
| 会 員  | 教育部 学校給食センター       | 管理係長     |
| 会 員  | 教育部 スポーツプラザ        | 管理係長     |
| 会 員  | 教育部 郷土資料館          | 主 査      |
| 会 員  | 教育部 学校教育課 教育センター   | 所 長      |
| 会 員  | 教育部 学校教育課 教育支援センター | 所 長      |